

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年一月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	戸	田	弘	
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山	亨	
裁判官	中	村	治	朗